

広島県告示第九百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県呉地域事務所建設局において、平成二十年十一月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十年十一月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道豊浜蒲刈線	呉市豊浜町大字豊島一七二〇番一地从先から 呉市蒲刈町大字大浦二五二八番一地从先まで	平成二〇年十一月一 八日